



福井県南越前町への**定住**を検討している方!

奨学金返還を サポート!

南越前町定住化促進奨学金返還サポート事業

事業概要

南越前町内への定住促進を図るため、奨学金の貸与を受けて、大学、短期大学、大学院、高等専門学校（第1学年から第3学年までを除く）または専修学校専門課程（以下「大学等」という）に進学し、卒業後、南越前町内に定住する意思を持った方に対し、奨学金の返還費用の一部を補助します。

**まず、
制度の利用認定申請をしてください。**

制度の利用認定を受けた後、毎年給付申請が必要です。

制度利用者
募集中



認定要件

新卒者 申請時に在学中の方

- 1 南越前町に定住する意思のある方
- 2 申請時の属する年度に奨学金を利用して大学等を卒業（見込）する方
- 3 日本学生支援機構、福井県大学奨学金、町長が適当と認める奨学金を受け、返還予定または返還中の方

既卒者 申請時にすでに大学等を卒業している方

- 1 南越前町に定住する意思のある方
- 2 卒業後、引き続き町内に在住する方
- 3 卒業後10年以内に町内に転入した方
- 4 日本学生支援機構、福井県大学奨学金、町長が適当と認める奨学金を受け、返還予定または返還中の方

お問い合わせ先

南越前町教育委員会事務局

〒919-0203 福井県南条郡南越前町牧谷 29-15-1

☎ 0778-47-8005

南越前町定住化促進奨学金返還サポート事業

認定申請

次の書類を提出してください。申請書の様式は町ホームページに掲載しています。
なお、3・4は、貸与先の機関に申請してください。

新卒者

1. 定住化促進奨学金返還サポート事業補助金補助候補者認定申請書（在学生用）（様式第1号）
2. 在学証明書
3. 奨学金の貸与状況を証する書類
4. 奨学金の返還状況を証する書類（返還中の場合のみ）
5. 住民票の写し
6. その他町長が必要と認める書類

既卒者

1. 定住化促進奨学金返還サポート事業補助金補助候補者認定申請書（既卒者用）（様式第1号-2）
2. 卒業証明書
3. 奨学金の貸与状況を証する書類
4. 奨学金の返還状況を証する書類
5. 住民票の写し
6. その他町長が必要と認める書類

給付要件

1. 本制度の利用認定を受けた方
2. 南越前町に住所を有し、居住実態がある方
3. 奨学金を返還中であり、かつ滞納がない方
4. 町税等に滞納がない方
5. 奨学金の返還を支援する別の制度を利用していない方
（ただし、福井県U・Iターン奨学金返還支援制度との併用のみ可。
2つの制度をあわせて、5万円が上限。）

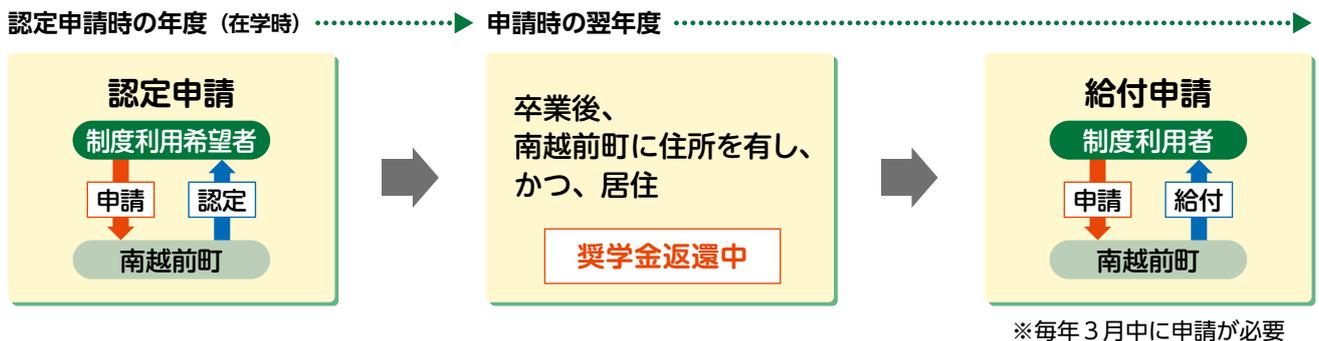
この要件を継続していることが給付の条件です。
給付申請は毎年必要です。
ex.（認定を受けていても）給付申請時に住民票のない方は、対象となりません。

補助金の額は、毎年の返還費用の1/3（年間5万円を上限）です。
また、奨学金の返還開始年度から10年間が対象です。



認定から給付までの流れ

新卒者



既卒者

